

事業の名称 又は内容	社会体育施設整備事業
予算額及び 事業開始年度	平成 1 4 年度予算額 : 1,286百万円 平成 1 3 年度予算額 : 1,472百万円 事業開始年度 : 昭和 3 4 年度
事項名	社会体育施設整備に必要な経費
主管課 及び関係課	(主管課) スポーツ・青少年局企画・体育課 (高杉重夫)
意図・目的	・ 政策目標 7 スポーツの振興と健康教育・青少年教育の充実 施策目標 7 - 1 地域におけるスポーツ環境の整備充実 国民のスポーツへの主体的な取組みを基本としつつ、国民のニーズに適切に応え、国民一人一人がスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を行う。
必要性	・ 地方公共団体が行う公共スポーツ施設の整備にあたっては、昭和 4 7 年保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」で、「すべての国民が、日常生活のなかで体育・スポーツ活動に親しむことができるようにするためには、人々の興味や関心、技術の程度などに応じて身近で、手軽に利用できる公共施設を数多くつくることがたいせつである。」とされ、人口規模に応じた施設別の整備基準が策定された。以降、この整備基準に基づき、国の財政支援のもと、公共スポーツ施設の量的整備が進められた。 また、平成元年保健体育審議会答申「21 世紀に向けたスポーツの振興方策について」では、「地域住民のスポーツに対するニーズを的確に把握し、かつ、将来の動向についての中・長期的な見通しの上に立ち、生涯スポーツ、競技スポーツに両面から計画的に整備充実を図っていくこと。」あるいは、「地域（身近な生活地域）、市区町村域及び都道府県域という生活圏域の各段階ごとのスポーツ施設の果たす機能に着目するとともに、研究・研修や情報提供などの関連機能をも重視すること。」とされ、スポーツ施設の整備の指針により、施設の標準的な規格・規模や具備すべき主な付帯施設・設備等が示された。 国においては、地域におけるスポーツ施設の整備状況等を踏まえ、平成 6 年度において、総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業の実施に先駆け、地域スポーツクラブの活動拠点としてふさわしいクラブハウスを備えたスポーツ施設の整備に補助制度を重点化した。 さらに、平成 1 2 年 9 月の「スポーツ振興基本計画」では、総合型地域スポーツクラブの全国展開を、生涯スポーツ社会の早期実現のための最重点施策としているところであり、その活動拠点となるスポーツ施設についても更に利用しやすいものとするようその機能と質を充実させることを求めているところである。 (1) 公益性の有無 日常的なスポーツ活動の場として、総合型地域スポーツクラブを全国に展開することは、学校完全週 5 日制時代における地域の子どものスポーツ活動の受け皿の整備にもつながり、さらには、地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生にも寄与するものであり、十分公益性がある。 (2) 政府関与の必要性 地域の公共スポーツ施設は、都道府県や市町村において整備が進められているが、身近で利用しやすく親しみやすい、総合型地域スポーツクラブの活動の場となるようなクラブハウスの機能を備えた

	施設の整備状況は十分なものとは言えない。したがって、これら施設整備について、国が目指す方向へ地方公共団体の施設整備を先導することが必要であり、その際に地方公共団体の財政事情等により施設整備に地域格差，不均衡が生じることがないように，国が支援していく必要もある。 (3) 国と地方の役割分担の適切さ 平成12年9月に策定した「スポーツ振興基本計画」では，政策目標として 国民の誰もが，それぞれの体力や年齢，技術，興味・目的に応じて，いつでも，どこでも，いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現する。 その目標として，できる限り早期に，成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50パーセント）となることを目指す。 こととしている。 その早期実現のため，総合型地域スポーツクラブの全国展開を最重点施策として計画的に推進し，2010年までに全国の各市区町村において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブを育成することを到達目標として掲げ，国は，モデル事業をさらに推進することとしている。 したがって，施設整備の面においても，地域の先導的な役割を果たす，総合型地域スポーツクラブの活動の場としてクラブハウス等を備えたスポーツ施設の整備に対し，引続き国が財政支援を行っていく必要がある。 (4) 民営化・外部委託の可否 本事業は，国が目指すスポーツ環境の整備の先導的役割を果たすものであるため，国が自ら実施主体となることが適当である。 また，地方公共団体への財政的支援は，公共性・公益性の観点から民営化にはなじまないものとする。 (5) 閣議決定，審議会報告等 ○ 体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について (昭和47年12月20日保健体育審議会答申) ○ 21世紀に向けたスポーツの振興方策について (平成元年11月21日保健体育審議会答申) ○ スポーツ振興基本計画の在り方について - 豊かなスポーツ環境を目指して - (平成12年8月9日保健体育審議会答申) (6) 類似の事業の有無等 体育館，水泳プール，運動場等の整備に対する補助は，それぞれの省庁の行政目的に基づいて行われているものである。しかし，社会体育施設整備事業は，スポーツ振興法に基づき，それぞれの地域で子供から高齢者まで幅広くスポーツ活動の利用に供すること目的として，計画的に整備するスポーツ施設の整備を支援している。	
手段の適正性	・ 総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進するための国の施策の一環として，総合型地域スポーツクラブの活動の場となるクラブハウスを備えたスポーツ施設の整備を支援し，他の地域におけるスポーツ施設の充実のための先導的事例としている。 このことは，口頭，手引書などによる指導よりも，実際に目に見え効果的であり，また，実際クラブの活動の場として利用することで，より実状に即した使い勝手のよい施設づくりの参考とすることができる等，生涯スポーツ社会の実現に向けた，地域におけるスポーツ環境の整備充実に資するものとする。	
達成効果	達成効果	達成時期

及び達成時期	・「スポーツ振興基本計画」においては、「誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を 21 世紀の早期に実現するため、国民が日常的にスポーツを行う場として期待される総合型地域スポーツクラブの全国展開を最重点施策として計画的に推進し、できる限り早期に成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 50 パーセントとする。」ことを政策目標として掲げている。そのために、「2010 年（平成 22 年）までに、全国の各市区町村において少なくとも 1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する。」ことを必要不可欠な施策としている。 このため、基盤的施策の一環として、総合型地域スポーツクラブの活動の場となるスポーツ施設の整備充実を図ることにより、総合型地域スポーツクラブの育成を進め、生涯スポーツ社会の早期実現を目指す。	「スポーツ振興基本計画」は、平成 13 年度から概ね 10 年間（平成 22 年度）で実現すべき政策目標を設定しているものであり、政策目標を実現すべき基盤的な施策の一環として、本事業を実施していく必要がある。
備考		